

青森市男女共同参画プランの概要 (青森市男女共同参画プラン2020【改定版】)

第1部 総論

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画一部改定の理由・内容

青森市男女共同参画プラン2020は、平成28年度から平成32年度（令和2年度）までの5年間を計画期間として策定しているが、青森市総合計画前期基本計画の策定に伴い、総合計画に掲げた「基本方向」及び「主な取組」に沿った内容であることから、現計画の一部改定という形で対応する。

《一部改定の内容》

- ・計画期間を令和5年度まで延長
- ・一部文言等の追記・修正
- ・統計数値等の時点修正
- ・総合計画体系図との相関図の差替
- ・男女共同参画推進に関する国・県・本市の動きの時点修正

1-2 計画の位置づけ

- ・「[青森市男女共同参画推進条例](#)」に定める男女共同参画計画
- ・最上位指針：[青森市総合計画前期基本計画の個別計画](#)
- ・「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画
- ・「[青森市男女共同参画推進条例](#)」に定めるドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護のための実施に関する基本的な計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づくDV防止施策等を定めた市町村基本計画
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく女性の職業生活における活躍を進めるための市町村推進計画

1-3 計画期間

平成28年度～[令和5年度](#)



第2章 計画の基本方向

2-1 男女共同参画社会の形成をめぐる動き

<国の第4次男女共同参画基本計画>

- ・長時間労働削減等による働き方改革の推進
- ・ポジティブ・アクションによる男女間格差の是正等

2-2 本市の現状と課題

<市民・事業所意識調査>

- ・家庭生活において男女の地位が平等と思う割合 42.1%
- ・市の附属機関の委員における女性の比率 21.6%
- ・DVを受けたことがある者のうち、誰にも相談していない割合 56.3%
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現のために「管理職の意識改革を進める」 51.0%

2-3 計画の理念

本計画の理念は、本市のまちづくりの重要な理念・視点の一つとして、あらゆる施策の推進に当たってその趣旨を尊重することとしている『「男女共同参画都市」青森宣言』とします。

私は私を大切に思うのと同じ重さで
あなたを大切に思う
性別を超えて 世代を超えて 時代を超え
人と協調し 人を信頼できる
誇り高い人間でありたい
すべての人の自立と平等を目指して
青森はここに「男女共同参画都市」を宣言します

2-4 計画の基本方向

<基本方向1> 男女共同参画社会の実現のための意識改革・理解促進

<基本方向2> 男女共同参画の視点に立った行動改革

<基本方向3> 労働環境における男女共同参画の促進

<基本方向4> 地域生活における男女共同参画の推進

<基本方向5> 男女平等と人権の尊重

第2部 各論

第1章 男女共同参画社会の実現のための意識改革・理解促進

《主な取組》

(1)男女共同参画意識のさらなる浸透

- ① あらゆる機会をとらえた広報・啓発活動の強化
- ② 男女共同参画に関わる調査、情報の収集・提供の充実

(2)男性、子どもにとっての男女共同参画の理解の促進

- ① 根強い固定的役割分担意識の解消など男性への意識改革の促進
- ② 子どもの頃からの男女共同参画の理解促進

(3)多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- ① 家庭における男女平等教育の推進
- ② 学校における男女平等教育の推進
- ③ 社会教育・生涯学習活動の推進

第2章 男女共同参画の視点に立った行動改革

《主な取組》

(1)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ① 女性管理職の登用をはじめとする女性市職員の活躍の促進
- ② 市の附属機関の委員への女性の登用の拡大
- ③ 企業や各種団体等における女性の積極的登用に向けた働きかけ

(2)男女共同参画の視点に立った協働の推進

- ① 多様な主体との連携・協働による男女共同参画の推進
- ② 男女共同参画を推進するための人材育成と活用

第3章 労働環境における男女共同参画の促進

《主な取組》

(1)ワーク・ライフ・バランスの実現

- ① 多様な働き方に応じた子育てや介護の支援
- ② 男性の家事・育児・介護等への参画促進
- ③ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業や各種団体等への働きかけ

(2)雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- ① 働きやすい労働環境の整備と女性のエンパワーメント支援
- ② 商工業の振興に向けた男女の能力の活用

(3)農林水産業等における男女共同参画の推進

- ① 農林水産業、自営業等における女性の地位向上と就業環境の整備

第5章 男女平等と人権の尊重

《主な取組》

(1)個人と人権の尊重

- ① 人権尊重理念の理解促進
- ② 人権に関わる相談体制の充実と関係機関との連携
- ③ 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応・適切な支援の充実
- ④ 性的マイノリティへの配慮
- ⑤ メディアにおける男女共同参画の推進

(2)女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ① 女性に対する暴力の予防啓発の推進
- ② 若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実
- ③ 高齢者等の福祉に携わる関係者に対する情報提供・啓発の充実
- ④ 青森市配偶者暴力相談支援センターなどの相談体制の充実
- ⑤ 関係機関・民間団体等との連携・協力による被害者の保護及び自立支援



第3部 推進体制

本計画の推進に当たっては、市が率先して取り組むとともに、

○[青森市男女共同参画審議会](#)による計画の進行管理

○[青森市男女共同参画推進会議による計画の進行管理](#)

○国・県等の関係機関をはじめ市内の女性団体や民間団体等との連携・協力の強化による推進体制の整備・充実を図る。

※下線は改定箇所